

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第4回 債権
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 230660

SL23066

問題

- ① Aは、Bに甲建物を賃貸していたが、Bは、3か月前から賃料を全く支払わなくなった。Aは、Bに対し、期間を定めずに延滞賃料の支払を催告したが、相当期間が経過してもBが延滞賃料を支払わなかったため、賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした。この場合、解除は無効である。
- ② 不動産の買主は、売主が当該不動産を第三者に売却し、かつ、当該第三者に対する所有権の移転の登記がされた場合には、履行不能を理由として直ちに契約を解除することができる。
- ③ 不動産の売主Aの所有権移転登記義務をB及びCが共同相続した場合において、Bがその義務の履行を拒絶しているため、買主Dが同時履行の抗弁権を行使して代金全額の弁済を拒絶しているときは、Cは、自己の相続した代金債権を保全するため、Dの資力の有無にかかわらず、DのBに対する所有権移転登記請求権を代位行使することができる。
- ④ 債権者AがBに対する50万円の金銭債権を保全するために、BのCに対する100万円の貸金返還請求権を代位行使するに当たっては、BのCに対する債権が1個の契約に基づくものであっても、Aは、Cに対し、自己の債権額50万円に限って支払を請求することができる。
- ⑤ 財産分与をした者が離婚の際に債務超過の状態にあった場合には、一般債権者は、詐害行為として、当該財産分与を取り消すことができる。
- ⑥ 離婚による財産分与請求権は、協議、審判等によって具体的内容が決まるまでは内容が不確定であるから、離婚した配偶者は、自己の財産分与請求権を保全するために、他方配偶者の有する権利を代位行使することはできない。
- ⑦ 共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消請求の対象とはなり得ない。
- ⑧ 債権者と債務者との契約において第三者の弁済を許さない旨の特約をしていた場合には、弁済をするについて正当な利益を有する第三者であっても、弁済をすることはできない。
- ⑨ 債権につき、弁済期が到来していれば、その債権の債務者が同時履行の抗弁権を有していても、その債権の債権者は、その債権を自働債権として、相殺をすることができる。

- ⑩債務不履行に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺は、その損害賠償請求権が人の生命又は身体の侵害によるものであっても、することができる。
- ⑪売買契約における売主が、買主に対して同時履行の抗弁権を有する場合、当該売主は、売買代金債権を第三者に譲渡したときであっても、それによって買主に対する同時履行の抗弁権を失わない。
- ⑫売主が買主に対して目的物引渡債務についての弁済の提供をした後に代金の支払請求をした場合には、その提供が継続されていないときであっても、買主は、同時履行の抗弁を主張することができない。
- ⑬A B間で甲土地をAがBに対して売却する旨の契約が締結され、BがAに対して手付を交付した。Aが本件売買契約を解除する場合、Aが手付の倍額をBに提供しなくても、本件売買契約を手付により解除する旨の通知がBに到達した時に、解除の効果が生ずる。
- ⑭消費貸借契約における借主の返還債務に期限の定めがない場合、貸主は、いつでも、相当の期間を定めて、返還の催告をすることができ、その催告があったときは、借主は、その催告期間中に返還しなければならない。
- ⑮目的物の返還の時期の定めがある場合には、消費貸借の借主は、いつでもその返還をすることができる。
- ⑯使用貸借における貸主は、当事者が目的物の返還の時期を定めたときであっても、いつでもその返還を請求することができる。
- ⑰A所有の甲建物をAから賃借したBがAの承諾を得て甲建物をCに転貸した場合に、Cは、Aに対し、賃料の支払義務を負うが、Aからの請求に対しては、Bの賃借料とCの転借料のうち、いずれか低い方の金額を支払えば足りる。
- ⑱A所有の甲建物をAから賃借したBがAの承諾を得て甲建物をCに転貸した場合に、Aは、Cに対し、甲建物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

- ⑱注文者と請負人の間で建物の完成を目的とする請負契約が締結された場合、注文者は、当該建物が完成する前は、請負契約を解除することはできない。
- ⑳委任契約は、いつでも解除することができるが、相手方にとって不利な時期に解除をするには、やむを得ない事由がなければならない。
- ㉑寄託契約における受寄者の目的物返還債務に期限の定めがない場合、寄託者は、いつでも、目的物の返還を請求ことができ、その請求があったときは、受寄者は、直ちに目的物を返還しなければならない。
- ㉒目的物の返還の時期の定めがある場合には、寄託の受寄者は、いつでもその返還をすることができる。
- ㉓事務管理を始めた者は、本人の請求がある場合には、いつでも事務管理の状況を報告しなければならない。
- ㉔AがBの不法行為によって死亡し、Aの相続人である妻CがBに対して不法行為に基づく損害賠償の請求をする場合において、Aの加入していた生命保険契約に基づきCが生命保険金を受け取ったときは、Cは、損害賠償額から保険金額を控除した額についてのみ、Bに対して請求することができる。
- ㉕加害者は、不法行為に基づく損害賠償の請求を受けた時から、遅延損害金の支払義務を負う。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23066